

平成二十六年十月三十一日提出
質問第五一號

外務省HPから慰安婦の記述が削除された件に関する再質問主意書

提出者 鈴木貴子

外務省HPから慰安婦の記述が削除された件に関する再質問主意書

各種報道によると、外務省HPに掲載されていた第二次世界大戦中にいわゆる慰安婦とされた女性への償い金を支給した「女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）」への拠金を呼びかけた一九九五年七月十八日付の文書（以下、「文書」とする。）が削除されていたとのことである。右と「前回答弁書」（内閣衆質一八七第二六号）を踏まえ、再質問する。

一 外務省が「文書」を削除した理由、経緯等について、「前回答弁書」では「外務省ホームページの慰安婦関連のページにおいて、日本政府作成の文書とそうでない文書とが混在し、閲覧者に誤解を与えかねない状況であったことから、同省内で検討し、しかるべく決裁を経た上で、平成二十六年十月十日に必要な整理を行ったものである。」、「今回の外務省ホームページの整理は、あくまでも閲覧者に誤解を与えないようにとの観点から行ったものである。」との答弁がなされている。では「文書」のうちどれが「日本政府作成の文書」であり、どれが「そうでない文書」であるのか。またなぜそれらが混在していたのか、それぞれ詳細に説明されたい。

二 外務省として「文書」が誤解を与えかねないものであると気づいたのはいつであるのか、詳細に説明さ

りたい。

三 「文書」が誤解を与えかねないということは、外務省として間違っただものを国民に向けて発信し続けてきたという認識を有していると理解して良いのか。確認を求める。

右質問する。